

富山県立大学授業料等免除等実施要綱の運用について

平成 7 年 3 月 1 日 制定
平成30年12月 1 日 改正
令和 2 年 3 月31日 改正
令和 2 年10月 1 日 改正
令和 5 年 4 月 1 日 改正
令和 5 年 9 月 1 日 改正
令和 7 年 4 月 1 日 改正
令和 7 年 9 月 1 日 最終改正

1 特別免除の対象となる基準(要綱第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 条第 1 項 1 号関係)

(1) 「経済的理由」の基準（要綱第 5 条第 1 項第 2 号関係）

ア 特別免除の対象となる者のうち、2 年次生又は 3 年次生以上で前年に授業料を免除されなかった者は、その者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の認定所得金額が別表 1 の収入基準額以下であれば全部免除の対象とし、収入基準額以上であれば一部免除の対象とする。

なお、住民税非課税世帯に属する者は、認定所得金額に関わらず、「経済的理由」で全部免除に相当する者として扱う。

イ 前項の認定所得金額の算定は、別添「認定所得金額の算定方法」によるものとする。

ウ 所得に関する証明書等は、別表 2 のとおりとする。

エ 特別控除の適用条件は、別表 3 のとおりとする。

オ 申請者のうち、前年に上記アの基準を満たしたことにより特別免除を受けた者は、経済的理由を考慮せずに前年と同様の免除を受けることができるものとする。

(2) 成績基準（要綱第 5 条第 1 項第 1 号関係）

1 年次生に対する基準

次の各事項をすべて満たすこと

- ・富山県立大学入学試験の合格者（富山県内の高等学校を卒業した者で上記(1)の「経済的理由」の基準を満たす者に限る。）のうち総合評価が極めて高いこと。
- ・大学入学共通テストの得点率が60パーセントを上回る成績であること。（学校推薦型選抜による合格者についても、大学入学共通テストの受験を要する。）
- ・特別免除の成績判定に使用する大学入学共通テストの教科・科目、配点は次のとおりとする。

ア 工学部・情報工学部

教科	国語	数学	理科	外国語	情報	計
科目	・前期日程試験 前期日程試験で受験を要する科目 ・後期日程試験 後期日程試験で受験を要する科目 ・学校推薦型選抜 前期日程試験で受験を要する科目					
配点	110 点	200 点	100 点	200 点	100 点	710 点

イ 看護学部

教科	国語	地理歴史 公民	数学	理科	外国語	情報	計
科目	・前期日程試験 前期日程試験で受験を要する科目 ・後期日程試験 後期日程試験で受験を要する科目 ・学校推薦型選抜 前期日程試験で受験を要する科目						
配点	150 点	100 点	150 点	100 点	200 点	100 点	800 点

(3) 特別免除とする人数

工学部及び情報工学部の場合、2学部を合わせて特別免除の成績判定を行う。前期日程試験においては概ね11名、後期日程試験及び学校推薦型選抜においてはそれぞれ概ね2名とし、2学部全体として15名以内とする。

看護学部の場合、前期日程試験においては概ね6名、後期日程試験においては0～1名、学校推薦型選抜においては1～2名とし、看護学部全体として8名程度とする。

2 普通免除等の対象となる基準等（対象者は学部生を除く全学生。但し、学部に在学する留学生は対象。）

(1) 「経済的理由」の基準（要綱第10条第2項1号関係）

ア 授業料等の免除等の対象となる者は、その者の属する世帯の1年間の認定所得金額が別表4又は別表5の収入基準額以下の者とする。

この場合、認定所得金額の算定は、別添「認定所得金額の算定方法」によるものとする。

なお、住民税非課税世帯に属する者は、認定所得金額に関わらず、「経済的理由」で全部免除に相当する者として扱う。

イ 本人が貸与を受けている奨学金は、「認定所得金額」に加算するものとする。

ただし、奨学金の申請をして貸与を受けられなかった場合については、加算する必要はないものとする。

ウ 災害を受けた時の特別控除額の算定は、国に準ずるものとする。

エ 要綱第3条第1項第2号に準ずる者の入学料の徴収猶予については、経済的理由についての審査を行わないものとする。

オ 所得に関する証明書等は、別表2のとおりとする。

なお、当該年度前期に普通免除等の対象となった者が、その後期に申請を行なう場合、前期と重複する所得に関する証明書等の提出は要しないものとする。

カ 特別控除の適用条件は、別表3のとおりとする。

(2) 成績基準（要綱第10条第2項2号関係）

ア 学部1年次生については、出身高等学校の学習成績が、文部科学省の定める学業成績係数の計算式に基づき、概ね良（ $(\text{秀} \cdot \text{優単位数} \times 3 + \text{良単位数} \times 2 + \text{可単位数} \times 1) / \text{総取得単位数} \geq 1.8$ ）であると認められること。

イ 学部2年次生以上となる者については、修業年次までの標準修得単位を修得し、かつ、学習成績が本人の属する学科の平均水準以上（上位2分の1以内）であると認められること。

ウ 学部2年次生以上であり、かつ、上記イを満たさない者のうち、その者の属する世帯の1年間の認定所得金額が別表4の収入基準額以下の者は、上記イの成績基準を緩和して一部免除の対象とすることができる。

この場合、緩和後の成績基準は、学習成績が本人の属する学科の上位3分の2以内であると認められることとする。

エ 大学院博士前期課程1年次生、専攻科生及び論文準修士コース研究生（入学時に離職中であるものに限る）のうち、学内進学者については、学部在学時における学習成績が本人の属した学科の上位3分の2以内であると認められること、学外進学者については、出身大学の学習成績が、文部科学省の定める学業成績係数の計算式に基づき、概ね良（ $(\text{秀} \cdot \text{優単位数} \times 3 + \text{良単位数} \times 2 + \text{可単位数} \times 1) / \text{総取得単位数} \geq 1.8$ ）であると認められること、また、大学院博士前期課程2年次生については、大学院における学習成績が概ね良（ $(\text{優単位数} \times 3 + \text{良単位数} \times 2 + \text{可単位数} \times 1) / \text{総取得単位数} \geq 2.0$ ）であると認められること。

なお、大学院博士後期課程の学生については、成績基準は設けない。

オ 修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者又は修業年限（大学院にあっては標準修業年限）を超えた者は、病気、留学など特別な理由があると認められる場合を除き、免除等の対象としないものとする。

カ 上記ア～エの基準を満たさない者で、次の(ア)～(カ)に該当する者は、家計基準が全額免除に該当していれば、半額免除の対象とする。

(ア)学部1年次生で、入学試験の成績が学科の入学者の上位1/2以内の者

(イ)主たる家計維持者を失った者

(ウ)納付期限1カ年以内に災害による被害を受けた世帯に属する者

(エ)生活保護世帯に属する者

(オ)母子・父子世帯に属する者

(カ)障害者（本人）

(3) 徴収猶予の期間について

ア 授業料の徴収猶予は、前期又は後期のそれぞれの末日までを限度として行うものとする。

イ 入学料の徴収猶予は、入学年度の7月末日までとする。

ウ 入学考査料の徴収猶予は、当該試験日の受付時までとする。

エ 授業料等の免除等の申請者で、全額免除又は徴収猶予する旨以外の決定を受けた者については、決定通知のあった日から15日以内に所要の授業料等を納付させるものとする。

(4) 申請書類について

学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受けたことを理由とする免除等の申請に対しては、次の書類を提出させるものとする。

ア 学資負担者が死亡した場合

- ・除籍謄（抄）本又は死亡が確認できる書類
- ・退職金の支払通知の写
- ・生命保険の支払通知の写

イ 本人又は学資負担者が天災その他の災害を受けた場合

- ・被災証明書
- ・保険、損害賠償等の支払を受けた場合は、それを証明する書類（入学考査料猶予申請者を除く）

3 免除等の選考について

授業料等の免除等の選考は、大学の選考機関において行うものとする。

4 その他

公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程、要綱及び本通知に定めのないものについては、独立行政法人日本学生支援機構の取扱いに準ずるものとする。ただし、修学支援法に基づく事項については、修学支援法に定めるところによる。